平成２９年（フ）第７０１号
大阪府大東市深野１丁目１番11号　パークサイドハイツ503号
債務者　アルファーフィールドこと　平尾　秋次
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８７５号
大阪市北区池田町１番２―1251号
債務者　佐野京美こと　左　　京美
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３２号
大阪府東大阪市新池島町３丁目４番５号
債務者　林　　久子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２７４号
大阪市東住吉区駒川５丁目１番14号　ハイツアルファ　201号
債務者　三並　正子
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９５号
大阪府東大阪市横小路町４丁目７番23号　コーポ飯島　206号
債務者　西本　鉄也
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３３９号
大阪府豊中市宝山町５番10―205号
債務者　江藤　千代
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６８号
大阪府高槻市西面中２丁目７番15号
債務者　大原　博英
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９２号
大阪市東淀川区東中島５丁目13番12―401号
債務者　柳川　高秀
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４９８号
大阪府守口市菊水通４丁目12番11―301号、前住所大阪府門真市大字桑才215番地の１　カサ・ブリシャンテ601号
債務者　朝田　素久
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５００号
大阪府四條畷市南野６丁目１番18号
債務者　野村　健治
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０４号
大阪府八尾市太子堂４丁目３番18―401号
債務者　生島　　久
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５０７号
大阪市淀川区三津屋北１丁目30番13号　神埼ハイツ　105号
債務者　井上　　昌
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３４号
大阪市生野区生野東３丁目９番32号　サンシャイン102
債務者　青山　重威
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９８号
大阪府守口市八雲東町２丁目29番２号
債務者　藤井　憲二
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６号
千葉県松戸市牧の原２番地の65　牧の原公団住宅１街区19棟905号
債務者　寒川　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２０６号
千葉県松戸市常盤平５丁目15番地の８　レオパレスＦｕｋａｓｉｏｎ五香107号
債務者　北風　弘康
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３３号
山口県宇部市居能町２丁目11番６号、住民票上の住所山口県宇部市居能町２丁目10番21号
債務者　北岡　博美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
山口地方裁判所宇部支部